

品川区地域医療連携会議設置要綱

制定 平成25年12月18日 区長決定

要綱第158号

改正 平成27年3月3日 要綱第87号

改正 令和7年4月1日 要綱第139号

(設置)

第1条 区民が身近な地域において適切な医療を安心して受けられる体制を整備するため、関係機関相互の連携を強化することを目的として、品川区地域医療連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療間連携に関すること。
- (2) 医療・介護間連携に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、連携会議が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 連携会議は、品川区のほか、次の各号に掲げる団体から推薦された委員をもって構成する。

- (1) 区内各医師会
- (2) 区内各歯科医師会
- (3) 区内薬剤師会
- (4) 区内に所在する各病院
- (5) その他区長が必要と認めた者

(委嘱)

第4条 委員は、区長が委嘱する。

(組織)

第5条 連携会議に会長を置き、区長をもって充てる。

- 2 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、委員のうちからあらかじめ指名する者がその職

を代理する。

(招集)

第6条 連携会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、連携会議に委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。
- 3 委員が出席できない時は、代理者を出席させることができる。

(検討部会の設置)

第7条 連携会議に、第2条に規定する事項に関する課題を調査検討するための、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 各委員が所属団体の中から推薦する者
 - (2) 会長が必要と認めた者
- 3 検討部会に部会長を置き、構成員の中から会長が指名する。
- 4 部会長は部会を招集し、部会の事務を総理するとともに、連携会議から諮問された課題を調査検討し、その結果を連携会議に報告する。

(庶務)

第8条 連携会議の庶務は、健康推進部地域医療連携課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。